

田布施町 通級による指導教室 設置要綱

田布施町教育委員会

1 趣旨

この要綱は、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく通級による指導の実施及び第 141 条の規定に基づき他校通級による指導を行う場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 通級による指導の定義及び対象児童生徒、通級指導教室設置校

- (1) 通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な者（以下「通級児童生徒」という。）に対して、小・中学校における特別の指導形態（「通級指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導をいう。
- (2) 前項に規定する通級児童生徒とは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他がある児童生徒で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を要する者とする。
- (3) 通級による指導を行う学校は、「通級指導教室」を設置する田布施町立小・中学校（以下「通級指導校」という。）とする。

3 通級による指導の実施

- (1) 校長は、在籍する児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があると認める場合には、教育委員会に対しその旨を報告の上、保護者により学校長経由で教育委員会へ通級申請を行うものとする。
（「通級指導申請書 様式 1」）
- (2) 教育委員会は、前項の申請のあった児童生徒について、通級による指導を受けさせる必要があると認めるとき（必要に応じて町教育支援委員会の意見を求める。）は、在籍校校長及び通級指導校校長にその旨を通知するものとする。
- (3) 町外小・中学校の場合は、あらかじめ、当該市町教育委員会（「設置者」）を通じて当教育委員会にその旨を報告した上で、通級による指導の実施へ向け検討していくものとする。

4 特別の教育課程の編成等

- (1) 在籍校及び通級指導校の校長は、前項3-(2)の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について協議し、在籍校校長により教育委員会に特別の教育課程編成届を提出するものとする。
（「特別の教育課程編成届」）
- (2) 教育委員会は、当該児童生徒の保護者に対し在籍校校長を通じ、通級の開始を通知するものとする。
（「通級指導許可通知書 様式 2」）

5 通級による指導の終了

- (1) 通級指導校校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、当該指導を受けさせる必要がなくなったと判断するときは、教育委員会に対してその旨を報告するものとする。
（「通級指導終了報告書 様式 3」）
- (2) 教育委員会は、当該指導を終了する児童生徒の保護者及び在籍校に対し、その旨を通知するものとする。
（「通級指導終了書 様式 4」）

6 町外校からの通級

他の市町等が設置する小・中学校から通級による指導の依頼を受けたときは、あらかじめ当該市町教育委員会と協議の上で行うものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会と通級指導校校長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から改訂する。